地縁団体規約作成例と作成上の留意事項

　規約の例を示すと次のとおりです。ただし、これは一般的な例を示したものに過ぎないので、各地縁団体の規約作成にあたっては、規約例及び留意点を参考としながら各地縁団体の実情に合ったものを作成することが必要となります。

　なお、規約には次に掲げる事項が定められていなければなりません。（地方自治法第262条の2－3）

①目的　②名称　③区域　④主たる事務所の所在地　⑤構成員の資格に関する事項

⑥代表者に関する事項　⑦会議に関する事項　⑧資産に関する事項

|  |  |
| --- | --- |
| 規　　約　　例 | 留　　意　　点 |
| ●●●自治会規約  第１章　総則  （目的）  第１条　●●●自治会（以下「本会」という。）は、次に掲げる活動を実践し、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。  　(1)　会員相互の連携を密にし、相互扶助の精神を養う。  　(2)　自主防災の活動  　(3)　地域の美化、清掃活動による環境整備  　(4)　区行事及び本会等の連絡及び参加  　(5)　本会所有資産の維持管理及び処分並びに新たな資産の取得  　(6)　○○○  　（名称）  第2条　本会は、「●●●自治会」と称する。  　（区域）  第3条　本会の区域は、川辺町●●●　　番地から　　番地までの区域とする。  　（事務所）  第4条　本会の事務所は、川辺町●●●　　番地　　に置く。 | ・規約の名称についての制限はないため「～会則」、「規則」等でも問題ありません。  ・「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うこと」が目的である旨の記載が必要です。  ・スポーツや芸術などの特定活動だけでなく広く地域的な共同活動である必要があります。  ・目的の範囲内において権利義務を有することとなるので、活動内容を可能な限り具体的に記載してください。  ・地方自治法上団体の名称に制限はありません。従って、「～自治会」「～区」といった名称でよいと解されます。ただし、他の法令において名称の使用制限がある場合は、これに準じてください。  　（例）商工会でないものが「商工会」という名称  は使用不可。  ・団体の区域は住民にとって客観的に明らかなものとして定められる必要があるため、町又は字及び地番又は住居表示により表示されることが望ましいです。ただし、河川や道路等による区域の表示も他の住民にとって客観的に一義的なものとして認識できるものであれば可能となります。  ・「事務所」とは、団体について一を限り設けられた主たる事務所をいい、その所在地が当該団体の住所となります。  ・事務所の所在地については別段制限がありませんが、集会施設の所在地又は代表者の住所とするのが一般的です。  ・具体的な地番で定めることの他「本会の事務所は、代表者の自宅に置く。」という規定も可能です。 |
| 規　　約　　例 | 留　　意　　点 |
| 第２章　会員  （会員）  第5条　本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とする。  　（会費）  第6条　会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。  　（入会）  第7条　第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。  2　本会は、前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。  　（退会）  第8条　会員が次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。  　(1)　第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合  　(2)　会員より別に定める退会届が会長に提出された場合  2　会員が死亡し、又は失踪宣言を受けたときは、その資格を喪失する。 | ・区域に住所を有する者は、誰でも会員になりうることを定めるもので、年齢、性別、国籍等による制限はできません。  ・区域外の者は会員になれません。  ・自然人たる個人を基盤とするため、世帯を会員とすることはできません。  ・法人や団体は構成員とはなれませんが、第2項として「本会の活動を賛助する法人及び団体は賛助会員となることができる。」と規定し、表決権は有しないものの、活動の賛助等の形で団体に参加することは可能となります。  ・会費は会員にとっても団体にとっても重要な事項ですので、規約に金額を定めるか、総会において決するものと規約で定める必要があります。ただし、規約で金額を定めた場合、その変更の都度、規約変更の手続きが必要となりますので、第36条に規定する総会の議決が必要となります。  ・賛助会員の場合は、第2項として、「賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。」と規定することが適当です。  ・入会申込書は、入会を希望する者の意志が明確に確認できるものである必要があります。入会に際し、いかなる意味においても制約を課すことは認められません。  ・第2項における「正当な理由」とは、その者の加入によって、当該団体の目的及び活動が著しく阻害されることが明らかで認められる場合ですが、実際の運用上極めて例外的な場合に限られます。  ・退会届は会員の退会の意思が確認できるものである必要があります。  ・会員の退会の意思にいかなる制約も加えることができません。  ・長期の会費滞納等の義務違反に対して会員の資格停止等の規定を設けることも考えられますが、慎重な手続き等の下に資格を停止するような扱いをすることが必要となります。 |
| 規　　約　　例 | 留　　意　　点 |
| 第３章　役員  （役員の種別及び定数）  第9条　本会に次の役員を置く。  　(1)　会長　1人  　(2)　副会長　○人  　(3)　その他の役員　○人  　(4)　監事　○人  　（役員の選任）  第10条　役員は、総会において会員の中から選任する。  2　監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。  　（役員の職務）  第11条　会長は、本会を代表し、会務を統括する。  2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。  3　監事は、次に掲げる業務を行う。  　(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること。  　(2)　会長、副会長及びその他の役員の業務執行の状況を監査すること。  　(3)　会計及び資産の状況又は業務執行について不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。  　(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。  　（役員の任期）  第12条　役員の任期は、　　年とする。ただし再任を妨げない。  2　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。  3　役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。  第４章　総会  　（総会の種別）  第13条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。  　（総会の構成）  第14条　総会は、会員をもって構成する。  　（総会の機能）  第15条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。  　（総会の開催）  第16条　通常総会は、毎年度決算終了後　ヶ月以内に開催する。  2　臨時総会は、次の各号の1に該当する場合に開催する。  　(1)　会長が必要と認めたとき。  　(2)　総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。  　(3)　第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。  　（総会の招集）  第17条　総会は、会長が招集する。  2　会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から　　日以内に臨時総会を招集しなければならない。  3　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の　　日前までに文書をもって通知しなければならない。  　（総会の議長）  第18条　総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。  　（総会の定足数）  第19条　総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。  　（総会の議決）  第20条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。  　（会員の表決権）  第21条　会員は、総会において、各々1個の表決権を有する。  2　次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。  　(1)　○○○  　(2)　×××  　（総会の書面表決等）  第22条　止むを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。  2　前項の場合における第19条及び第20条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。  　（総会の議事録）  第23条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  　(1)　日時及び場所  　(2)　会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む）  　(3)　開催目的、審議事項及び議決事項  　(4)　議事の経過の概要及びその結果  　(5)　議事録署名人の選任に関する事項  2　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人二人以上が署名押印をしなければならない。  第５章　役員会  　（役員会の構成）  第24条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。  　（役員会の機能）  第25条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。  　(1)　総会に付議すべき事項  　(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項  　(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項  　（役員会の招集等）  第26条　役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。  2　会長は、役員の　分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から　日以内に役員会を招集しなければならない。  3　役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも　日以内までに通知しなければならない。  　（役員会の議長）  第27条　役員会の議長は、会長がこれに当たる。  　（役員会の定足数等）  第28条　役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。  第６章　資産及び会計  　（資産の構成）  第29条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。  　(1)　別に定める財産目録記載の資産  　(2)　会費  　(3)　活動に伴う収入  　(4)　資産から生ずる果実  　(5)　その他の収入  　（資産の管理）  第30条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。  　（資産の処分）  第31条　本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において　　分の　　以上の議決を要する。  　（経費の支弁）  第32条　本会の経費は、資産をもって支弁する。  　（事業計画及び予算）  第33条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。  2　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。  　（事業報告及び決算）  第34条　本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後3ヶ月以内に総会の承認を受けなければならない。  　（会計年度）  第35条　本会の会計年度は、毎年　　月　　日に始まり、　　月　　日に終わる。  第７章　規約の変更及び解散  　（規約の変更）  第36条　この規約は、総会において総会員の4分の3以上の議決を得、かつ川辺町長の認可を受けなければ変更することはできない。  　（解散）  第37条　本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。  2　総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承諾を得なければならない。  　（残余財産の処分）  第38条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の　　分の　　以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。  第８章　雑則  　（備付け帳簿及び書類）  第39条　本会の事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。  　（委任）  第40条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。  附則  1　この規約は、○年○月○日から施行する。  2　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず設立総会の定めるところによる。  3　本会の設立初年度の会計年度は、第35条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から、○年○月○日までとする。 | ・必ず会長を1人置くことが必要です。  ・第11条第2項の関連で、副会長を置くことが必要です。  ・「その他の役員」は、「会計」「書記」等具体的な名称で定めても差し支えありません。  ・監事は1人又は複数人置くことが適当です。  ・監事が会長、副会長及びその他の役員と兼職することは、会務の執行を監視する役務上避ける必要があります。  ・法律上団体の代表権は代表者（会長）1人に帰属しますので、会長が事故等により代表権を行使できなくなったときに備えて副会長が会長の職務を代行する旨を規定しておくのが適当です。  ・「会計」「書記」等の設置を具体的に定める場合は、会計は「会計担当役員は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する」とし、書記は「書記担当役員は、会務を記録する」  　等職務を明らかにしておくことが適当です。  ・法律上特に任期の定めはありませんが、著しく短期間の場合は、業務執行の一貫性確保に問題があり、あまりにも長期の期間の場合は、種々の弊害が生じますので、短くても1年、長くても4年程度にするのが適当です。  ・役員の解任の手続きを定める場合は、選任の手続きと同様、総会議決を要するものとするか、規約において具体的手続きを定めることが適当です。  ・総会は、団体の運営に関する事項のうち、規約により役員に委任したものを除き全ての事項について議決できます。なお、規約の改正等法律により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他へ委任できません。  ・総会で議決すべき重要事項は次のとおりです。  　ア　事業計画の決定  　イ　事業報告の承認  　ウ　予算の決定  　エ　決算の承認  ・総会は、地方自治法260条の13の規定により、少なくとも毎年1回は開催しなければならない。  ・地方自治法260条の4の規定により、年度終了後3ヶ月以内に財産目録を作成する必要があることから、事業報告及び決算を作成し、その承認を行うために、通常総会を年度終了後3ヶ月以内に開催する必要があります。  ・年度当初から総会開催までの間は予算が成立していなくて支出行為ができないので、第33条第2項のように規定しておくことが適当です。  ・5分の1の数は、規約によって増減することは可能ですが、会員の総会招集を求める権利を奪うことのないよう留意する必要があります。  ・総会を招集するには、地方自治法第260条の15の規定により、少なくとも5日前までに会員に会議の目的である事項を示して通知しなければなりません。  ・総会の議長は、必ず会員の中から選出する必要があります。  ・会長は、会員の中から選任されているので、「総会の議長は、会長がこれに当たる。」と規定しても差し支えありません。  ・総会の定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適当と考えられます。  ・定足数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員数を含みます。  ・定足数については、地方自治法において特に定められていませんが、このように規定しておくことが適切と考えられます。  ・議決数には、第22条の書面表決を行った会員及び委任により代理行使した会員の数を含みます。  ・「この規約に定めるもののほか」とは、特定の事項について出席会員の3分の2（4分の3）以上の賛成を要することとする定めの場合です。  ・「可否同数のときは、議長の決するところによる。」とは、議長は、会員としての固有の表決権を行使するほかに、議長としての表決権も行使することができるという意味です。  ・表決権は、会員1人1票の原則とします。  ・未成年の表決権の行使にあたっては、民法第5条の規定により法定代理人の同意を要することになります。したがって、親権者の同意又は代理により行使することとなります。  ・この規定は、前項の1人1票の原則の例外として、世帯全体で1票とするものです。  ・この規定により世帯単位で表決権を行使する場合でも、各個人の表決権を剥奪することはできませんので、世帯の代表者1人に個人の表決権を委任することにより世帯の表決権を行使することとなります。  ・どの事項がこれに該当するかについては、世帯単位で活動し、意志決定を行うことが沿革的にも実態的にも地域社会において是認され、そのことが合理的であると認められる事項に限られるものでなければなりません。したがって、規約変更、財産処分、解散の議決はこれに該当しません。また、代表者や監事の選任も同項を適用することは適当とは考えられません。  ・総会における表決権の行使は、会員自らが出席して行使するのが原則ですが、会員数がきわめて多数の場合にこの原則を徹底すると事実上総会の開催が困難となるので、この規約を置くことが適当です。  ・会議が有効に成立し、有効に議決されたことを証明するために議事録を作成することが必要です。  ・議事録は、認可申請、告示事項変更届、規約変更認可申請等に必要となります。  ・団体の最高意志決定機関は総会ですが、総会を度々招集することは実際には極めて困難であることから、役員会に置いて実務上の執行に関する事項等を決定することが会の運営上適当と考えられます。  ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。  ・団体の最高意志決定機関は総会ですが、事実上の執行に関する事項は役員会で決定することが適当です。  ・監事は、会務の執行を監査する職務上、会務の執行方針を決定する役員会に参画しないことが適当です。  ・「財産目録」は法第260条の4に基づき設立時及び毎年（年度）初3ヶ月以内に作成することとなっています。  ・資産の管理、運用等は役員会の定めるところにより会長が執行することが適当です。  ・団体の活動上重要な固定資産の処分等については、総会の特別の議決（4分の3以上の議決）により行うことが適当と考えられます。  ・日常の出納事務は、会計を設けた場合は、会計が担当します。  ・事業計画及び予算の議決を年度開始前に行う場合は、年度終了後3ヶ月以内に事業報告、財産目録の調整及び決算の承認のためさらに通常総会の開催が必要となりますが、第16条第1項のように通常総会を年度終了後3ヶ月以内に1回しか開催しないと定めた場合は、総会開催前に予算が成立していないので、第2項のように定めておくことが適当です。  ・会計年度の定め方は特に制限はありません。  　一般的には、4月1日から翌年3月31日まで、1月1日から12月31日までとする例が多いと思われます。  ・規約の変更は、法第260条の3第1項の規定により総会の専権事項となっています。したがって役員等の規定により変更する旨の規定はできません。  ・議決数の「4分の3」の定数は変更できますが、規約変更という重要事項を少数の会員の意思により決することのないよう、これを引き下げることには慎重であるべきと考えます。  ・規約の変更については、法第260条の3第2項の規定により町長の認可を受けなければその効力を生じません。  ・解散事由は次のとおり  　ア　破産  　イ　認可の取消  　ウ　総会員の4分の3以上の同意による総会の決議  　エ　会員（構成員）の欠亡  ・ア、イ及びエの事由による場合は、当然に解散することとなります。  ・ウについては、総会の専権事項であり、議決定数の主旨についても規約変更の場合と同様です。  ・なお、ア～エの他に特別な解散事由を定めることもできます。  ・法第260条の31第1項の規定に基づき解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定することが可能ですが、営利法人等を帰属権利者とすることは、地縁による団体の目的にかんがみ適当ではありません。したがって、地方公共団体や当該法人以外の認可地縁団体又は類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属させることが適当であると考えられます。  ・残余財産の帰属権利者を決定する総会の議決は、解散の決議と同様に総会員の「4分の3」以上の議決を経ることが望ましいと考えられます。  ・規約施行上の細則等定めることについては、会長又は役員等に委任する旨の総会の議決が必要です。細則としては、総会の議事運営規定、弔慰金支給規定、旅費規定等が考えられます。  ・認可後に認可年月日を記入する。  ・なお、「川辺町長の認可の日から施行する。」と規定しても差し支えありません。  ・年度中途に設立認可を予定する場合は、この規定が必要です。  ・上記に同じ |